

※個人電話番号は削除しています。

PDF版



令和2年3月14日

町内会だより

『まめど』

3月号

大豆戸町内会

〒222-0011 港北区菊名七丁目 8-8 番地

☎ (718) 6558 Fax (718) 6548

発行責任者

大豆戸町内会

会長 吉田 亙

副会長 中島登志雄

” 福崎 克代

” 田口 司

“正しく理解して安心した生活を”

○新型コロナウイルス感染症とは？(東北医科大学 感染予防ハンドブック参考)

現在わかっていないことが多くあります。みんなが感染症予防について正しく理解した上で安心した生活をするのが大切です。コロナウイルスとは？コウモリ、ラクダなど、主に動物に感染するウイルスですが、時に人に感染することがあります。2002年から2003年にかけて中国を中心に感染が拡大した重症急性呼吸器症候群(SARS)も、同じコロナウイルスのグループです。新型コロナウイルスの具体的な感染源は、まだわかっていません。現在、新型コロナウイルスに対するワクチンや特別な治療薬はなく、症状に合わせた対処療法がおこなわれています。



○おもな症状は？

発熱・せき・頭痛・倦怠感です。一般的な風邪の症状に似ていますが長引く傾向にあります。症状が現れない人や、軽微な人もいます。現在のところ、それほど重症度は高くないと考えられますが、肺炎と診断された方で呼吸困難を引き起こされている人もいます。特に高齢の人や糖尿病・慢性肺疾患・免疫不全など基礎疾患のある人は重症化する傾向があります。潜伏期間(ウイルスが体内に入ってから症状が始まるまでの期間)は、2日から13日程度とされています。

○どうやって感染するの？

人から人への感染が起きていると考えられています。おもに、飛沫感染、接触感染により伝播すると考えられています。飛沫感染とは？感染した人の咳・くしゃみ・つば・鼻水など飛沫(とびちったしぶき)の中に含まれているウイルスを口や鼻から吸い込むことによって感染することです。接触感染とは？ウイルスが付着した手や指で鼻や口や目に触れることで、粘膜などを通じてウイルスが体内に入り感染することです。感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手でドアノブ・スイッチ・手すりなど周りの物や場所に触れるとウイルスが付きます。他の人がその物に触れると手にウイルスが付着しその手で自分の粘膜に触れることにより感染します。

○気になる症状があるときに、注意することは？

- ① 発熱・咳などの症状がある場合、できる限り外出は控えてください。人前に出るときや外出する時はマスクを着用し、人の多いところは避けてください。
- ② 毎日2回(朝、夕)体温を測ってください。体温が37.5度以上になったり、激しい咳が出たり息苦しい等の症状がみられたら、ただちに保健所に連絡してください。他者への感染の

おそれがありますので、保健所の指示があるまで絶対に直接医療機関に行かないでください。

- ③ 症状のある家族とは、できる限り部屋を分けましょう。症状のある家族の部屋は、窓のある換気ができる部屋にしましょう。



○基本的な感染予防対策

- ① こまめに手を洗う。
- ② 咳が出る人はマスクをつける。
- ③ よく眠り、バランスよく食べる。

新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターが開設しましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症コールセンター 午前9時～午後9時

コロナウイルスに関する全般的な相談 ☎045-550-5530

新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター 午前9時～午後9時

流行地域からの帰国者、感染症患者との接触歴のある方からの相談 ☎045-664-7761

○問合せ先:健康福祉局 健康安全課 担当:金子 ☎671-4182 Fax664-7296

1(再)令和2年度 新組長氏名の提出について(町内会より)

新しい組長さんの名簿を作成しますので組長変更届をまだ提出していない組長さんは、早急に町内会へ提出をお願いします。

また、組長さんが変更にならない場合も、確認のために提出をお願いします。

○問合せ 大豆戸町内会 副会長 福崎克代

2 2019年度 大豆戸町内会 定期総会開催のお知らせ(町内会より)

大豆戸町内会 規約 第16条により、下記のとおり総会を開催します。

万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

- ① 日 時 令和2年4月26日(日)午後1時30分より
- ② 場 所 大豆戸町内会館 菊名七丁目8-8番地 ☎718-6558 Fax718-6548
- ③ 議 案

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1)2019年度 事業活動報告、決算報告、及び監査報告 | 同、審議 同、承認の件 |
| (2)2020年度 事業計画(案)および予算(案)の報告 | 同、審議 同、承認の件 |
| (3)大豆戸町内会役員一部改選(案)について | 同、審議 同、承認の件 |
| (4)町内会慶弔の規定について | 同、審議 同、承認の件 |
| (5)新役員の紹介 | |
| (6)その他 表彰等 | 大豆戸町内会 会長 吉田 互 |

3(重要)大豆戸町内会 定期総会の委任状提出について(町内会より)

2019年度 大豆戸町内会定期総会に出席できない会員さんは、委任状の提出をお願いいたします。委任状には、世帯主の氏名と、ご家族の人数をご記入ください。組長さんは、5・6ページの委任状を集計して次回の常会4月11日(土)に提出をお願いします。また、世帯数の多いマンション等は、組長さん代表での委任状を用意していますので町内会へお申し出下さい。

○問合せ:大豆戸町内会 副会長 田口 司

4 楽しく健康づくり体操教室について(保健活動推進部より)

保健活動推進部による、楽しく健康づくり教室をつぎの日程で開催します。

どなたでも自由に参加できます。参加希望の方は保健活動推進部までご連絡ください。

(飲み物・汗拭きタオルは、各自ご持参下さい。)

- ① 日 時 令和2年3月26日(木)13:00～14:45(参加費100円)

② 場 所 大豆戸地域ケアプラザ(2階)多目的ホール

③ 内 容 歩行バランス、体幹をしっかりとつける、足の付け根の筋肉、股関節のトレーニングなど。



○問合せ 保健活動推進部 部長 藤井みどり

5 洗心会からのお知らせ(洗心会より)

大豆戸町本乗寺において花祭りの日に戦没者慰霊祭を下記の日程で開催します。多くの方のご参拝をお願いいたします。

① 日 時 令和2年4月8日(水)午後1時30分より。

② 場 所 大豆戸町 本乗寺 (甘茶が無料で配られます)

③ 問合せ 洗心会 会長 安藤千恵子



6 住宅用火災警報器の重要性と

Si センサーコンロ普及促進について(消防部・港北消防署予防課より)

住宅用火災警報器は、設置義務化から11年が経過しました。

火災警報器の設置率の上昇とともに住宅火災は減少傾向にあり一定の効果을上げています。しかし、住宅火災警報器は設置後10年で電池や機器の寿命が訪れるため、近年消防局では、設置促進はもちろん点検・交換も広く呼び掛けているところです。

この機会に、設置されている住宅用火災警報器の点検をしていただき、故障している場合や設置後10年以上が経過している場合は、警報器の交換をお願いいたします。



Si センサーコンロ普及促進について

住宅火災の原因はコンロの消し忘れが最多となっています。

横浜市消防局では、消し忘れによる消火機能や天ぷら油過熱防止機能のあるSiセンサーコンロへの交換をお願いしています。センサーの無いコンロは火災リスクを高めます。Siセンサーコンロが安心です。

Siセンサーコンロは、お近くのガス器具取扱店・量販店等にご相談ください。

○問合せ 消防部 部長 田口 司



7 令和2年国勢調査実施と調査員の募集について (港北区統計選挙係より)

令和2年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される我が国の最も基本かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政政策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。本調査の重要性をご理解いただき実施について特段のご配慮とご協力をお願いいたします。

また今回、国勢調査員として適任の方(20歳以上の方、責任を持ってご自身で事務を遂行できる方)を募集いたします。

町内会で「推薦名簿」「調査員就任承諾書」を作成して区役所へ提出を行います。調査員をお受けしていただける方は、令和2年3月31日までに次のところへご連絡ください。

○申込先 大豆戸町内会 副会長 福崎克代

① 調査員の業務内容

○調査員説明会に参加

○担当する地域の確認

○各世帯へ調査についての説明と調査書類の配布



○回答確認リーフレットの配布と調査票の回収

○調査票の整理と提出

② 調査の事務日程(予定)

○8月下旬～9月上旬 調査員説明会への出席(開催日時は7月頃各調査員に通知)

○9月10日～13日 担当調査区の範囲の確認等

○9月14日～20日 「インターネット解答用紙用ID」及び「調査票の用紙」の配布

○10月1日～3日 「回答確認リーフレット」の配布

○10月1日～7日 調査票の用紙の回収(回収を約束した世帯のみ)

○10月中旬～下旬 調査書類の区役所提出、「督促状」の配布(未回答の世帯のみ)

③ 調査員報酬(予定)

○1 調査区(約50世帯)で 42,000円程度

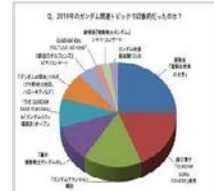
○2 調査区(約100世帯)で 75,000円程度

○3 調査区(約150世帯)で 110,000円程度

④ 調査の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般公務員です。

任命期間は8月27日～10月26日の2か月間となる予定です。



○問合せ 港北区役所 統計選挙係 ☎540-2213～2216

8 改正健康増進法の全面施行に伴う対応について(市・健康福祉局保健事業課より)

4月1日に健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されます。

改正健康増進法は、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する」

「施設ごとに定められた対策を行う」を基本的な考え方としており、全面施行以降、受動喫煙防止に向けた取り組みが全国的に行われます。人が集まる施設内でたばこは吸えません。



① 第一種施設:学校・病院・保育園(原則、敷地内禁煙)

② 第二種施設:自治会館・町内会館・飲食店・オフィス・工場・ホテル(原則、屋内禁煙)

第二種施設においては例外的に認められる一定基準を満たした喫煙所を屋内に設置する必要があります。また、屋外における喫煙は規制されていませんが、喫煙時は周囲へ配慮することが義務付けられています。(加熱式たばこを含む)

○問合せ 横浜市受動喫煙対策コールセンター ☎045-330-0641(平日 8:30～17:15)

9 大豆戸町内会館の運営について(町内会より)

町内会館は、毎日10時より13時まで役員が交代で管理しております。

(ただし水曜日は休館日)

会館にご用のある方は、そのお時間内にお越しいただくか、留守番電話にメッセージを残していただければ役員に転送されるようになっています。

なるべく早く対応させていただきます。(緊急の時は役員に直接ご連絡ください)

会館利用を希望する方は、1か月前までに会館利用申込書に必要事項をご記入の上、町内会へ提出をお願いいたします。管理者が決定しましたら町内会より利用者へ使用可能のお電話をさせていただきます。(ただし町内会の行事・会議・事業部の使用等を優先とさせていただきます)

利用料金は 1階:30名程度 500円 2階:80名程度 1,000円 3階 20名程度 500円

各階の基本利用時間は原則2時間までとします。

(注意:会館利用規則により政治活動・宗教活動・営利目的の使用は禁止となっています)

○問合せ 大豆戸町内会 副会長 福崎克代

